

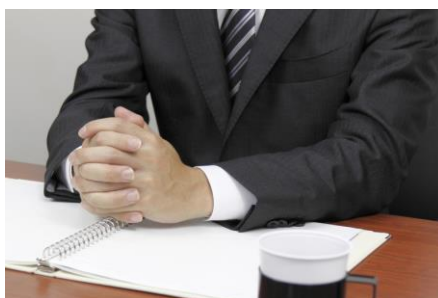
相続手続代行サービス (遺産整理受任業務)

円満かつ円滑に



日本相続学会会員
神戸西相続総合センター
SORA総合支援事務所

相続の手続きは、ご遺族のご心情を超えて発生します。遺産の評価からはじまり、相続人の方々の遺産分割協議、それにともなう不動産や有価証券、預貯金等の名義変更など、多岐にわたるため、相当のお手間がかかります。SORA総合支援事務所では、豊富な経験と専門知識を有するスタッフが、お忙しく不慣れなご遺族のために、複雑な遺産分割手続きを代行いたします。



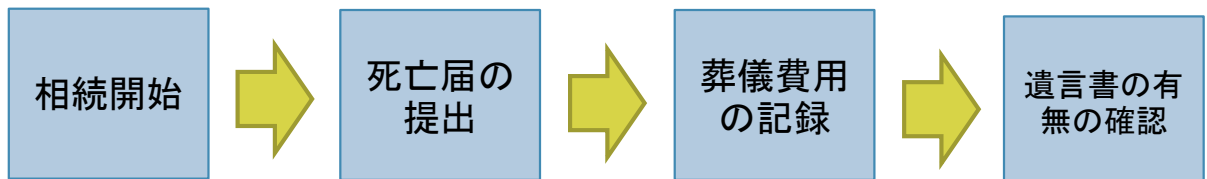
相続が起こってしまった

相続が起こってからの相続手続きの最終目標は、10ヵ月後の相続税申告・納付です。それまでに多くのことを手際よくこなしていかなければなりません。相続に関する一連の手続きは裏ページのスケジュール表の手順で行っていきます。一般的に相続税のかからないケースでは承継した財産の名義変更が、相続税のかかるケースでは相続税の申告・納付は最終地点となります。

故人の預貯金を払い出すには、故人の預貯金口座が凍結された場合、葬儀費用にあてるお金や生活費を引き出したいときはどうすればよいのでしょうか。最高裁の判決により、預貯金は遺産分割の対象となり、法定相続分を各相続人が自由に引出すことができなくなりました。相続人全員による遺産分割協議書及び戸籍謄本、除籍謄本、その他金融機関が要求する書類の提出が必要になります。遺産分割が確定したあとは、相続人全員の連署ある遺産分割協議書を提出し、名義変更または解約の手続きを行います。このような手続きを一括してお引き受け致します。

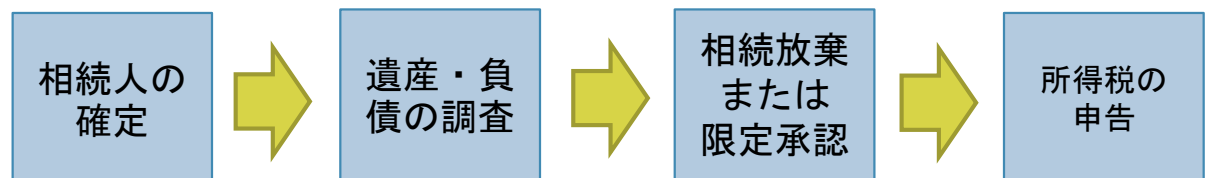
1

相続開始直後（3ヵ月以内）の手続き



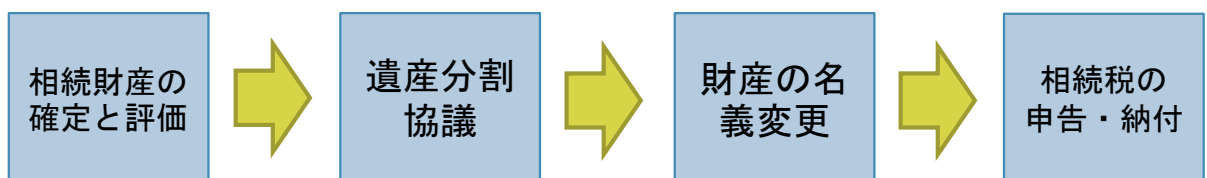
2

相続開始後4ヵ月以内の手続き



3

相続開始後10ヵ月以内の手続き



SORA総合支援事務所の遺産整理業務は相続に伴う様々な点についてお客様のお手伝いをさせていただく業務です。

このような方々が弊社をご利用頂いております



ご高齢の方、ご多忙の方で
金融機関などへ手続きに行くのが大変
相続税のことも心配。



手続きが面倒。手続きが煩雑。
何から始めたらいいいのかわからない。



相続の整理や手続きに不慣れな皆様に
代わり、SORA総合支援事務所が親身に
なってサポートいたします。

ご家族の心情にかかわらず発生するのが相続です。相続には普段は考えもしなかった複雑な手続きが必要なうえに、ご家族の将来を考え、それぞれの事情を総合的に考慮する必要があります。公正な第三者の立場で大切なご遺産をご家族様の思いをもって整理いたします。

費用は事前にご説明の上、お見積もりを行い、お客様のご承諾のうえで業務をお引き受け致します。

SORA総合支援事務所の遺産整理業務とは相続人様による相続に関する煩雑な手続を相続人様に代わって、相続手続きを円滑にすすめるために遺産整理をサポートさせて頂く業務です。下記の業務を一つの窓口で相続の専門家によりすべての手続をお引き受け致します。

相続人の確認

相続財産の調査

相続財産の
名義変更・換金

I 自分で行う際に手続が煩雑でわかりにくい
相続に関する手続が不慣れ
相続人が遠方に居住して、相続人が多い

II 自分で手続する時間が無い
遺産が多岐に渡っていて整理するのが困難
遺産分割協議がうまく整わない

行政手続きなどのサポートの概要

相続人様のお申込みに基づき、次のような手続代行・サポートを行っています。

1. 法定相続人の確定
2. 相続財産の調査及び把握
3. 遺産分割の方法、分割後の相続対策についてのアドバイス
4. 不動産、預貯金、有価証券などの換金、名義変更
(各金融機関の諸手続を代行します)
5. 所得税・相続税などの納税資金のアドバイス

SORA総合支援事務所の〈遺産整理業務〉の流れ

相続に関して専門的な知識をもつスタッフが、お客様の相続手続きをサポートしてまいります。なお、税理士、司法書士の業務についてはそれらの専門家が行います。ご希望の場合はグループ内の税理士、司法書士をご紹介致します。

遺産整理に関する
事前のご相談

相続人全員の皆様より、被相続人様の遺産の概要や相続人様の状況、遺言書の有無の等をお伺いし、相続・遺産分割に必要な書類、スケジュール等についてアドバイス、サポート致します。

遺産整理に関する
委任契約の締結

相続人全員の皆様とSORA総合支援事務所との間で「遺産整理に関する委任契約」を締結致します。ご契約にさいし、相続人様代表の方を決めて頂き、ご連絡の窓口になって頂きます。

必要な場合
協力税理士の
ご紹介

相続開始後4か月以内に行うべき所得税の準確定申告・納付、10か月以内に行うべき相続税の申告・納付が必用となる場合があります。必要な場合相続税専門の税理士をご紹介致します。

遺産の調査と相続
財産目録の作成

相続人の皆様にご協力いただき、遺産や債務を調査し相続財産目録を作成致します。

遺産分割協議書
作成のサポート

遺産分割協議に基づき、相続人全員で遺産分割協議を行って頂き、「遺産分割協議書」を作成して頂きます。必要に応じて遺産分割協議書を作成するサポートを致します。

必要な場合
納税資金等に関する
アドバイス

納税資金の手当てについてアドバイスをさせて頂きます。必要に応じて資金を手当てするために不動産及び金融商品の換金等のお手伝いを致します。

遺産分割手続の
実施

遺産分割協議書に基づき、不動産の名義変更（※1）、預貯金有価証券等換金・名義変更手続を行います。

（※1）必要に応じて弊社は所定の司法書士に対して名義変更手続を依頼します。

遺産整理終了報告

遺産分割のすべての手続を実施の上、相続人様代表の方に遺産整理終了をご報告し、業務は完了致します。

相続手続き代行サービス費用

費用はお亡くなりになられた方（被相続人）の遺産（不動産、預貯金、その他財産）の総額を弊社報酬規定により算定致します。なお事前にお見積を行いご説明させていただきます。



相続手続き安心プラン

概ね相続税の申告が不要な場合です

- 相続税申告の必要のないお客様向けの手数料を抑えたプランです。
- 遺産の調査が必要なお客様向けの基本プランです。
- 遺産分割協議書等にもとづき遺産の名義変更・解約をいたします。
- 事前に遺産分割方法を決めていただくことで、不動産名義変更手続き、預貯金の解約をスピーディに行います。
- 遺産の調査・収集、財産目録の作成は行いません。

相続手続き特別プラン

相続税申告などが必要な場合です。

- 相続財産が相続税基礎控除を超える場合が対象になるプランです。
- 遺産の詳細な調査が必要なお客様向けのプランです。
- 遺言書、遺産分割協議書等にもとづき遺産の名義変更・解約をいたします。
- 自筆証書遺言の検認手続、遺言書による遺言執行サポート代行業務など
- 遺言書、遺産分割協議書等にもとづき遺産の名義変更・解約をいたします
- 相続税申告の事前調査を含めた相続税申告サポートを行います。

諸費用

以下の費用をはじめ遺産整理実行に必要な実費は弊社報酬規定によるお客様のご負担となります。

- ▼不動産登記に関する登録免許税や司法書士報酬
- ▼戸籍謄本・固定資産税評価証明書などのお取り寄せ費用
- ▼預貯金などの残高証明書などの発行費用
- ▼鑑定評価手数料
- ▼不動産売却手数料
- ▼遠隔地での調査費用及び旅費（日当：30,000/1日）

 神戸西相続総合センター
SORA総合支援事務所

本部事務所 : 神戸市垂水区仲田3丁目4番16号

垂水駅前事務所 : 神戸市垂水区天の下町1-1-265
ウエステ垂水2階

代表ダイヤル 0120-781-568